

# 前地通り商店会定款

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は前地通り商店会と称する。
- 第2条 本会は前地通りに接する地域に於いて事業を営む者を以て組織する。
- 第3条 本会は会員相互の融和親睦並に前地通りの商業の発展を計り、共通利益の増進を期するを以て目的とし、其の目的達成に必要な事業を行う。
- 第4条 本会の事務所は会長宅に置く。

## 第二章 機 関

- 第5条 総会は毎年1回、6月までに開き必要に応じ臨時総会を開く事が出来る。会員は決議行使を他の会員に委任する事が出来る。
- 第6条 総会は本規約の改正、役員の変更その他審議の必要ある事項を協議決定できる。
- 第7条 理事会は担当地区理事を以て構成し、会の運営を図り協議決定する。
- 第8条 臨時総会は会長が必要と認めた場合又は会員の3分の2以上の者が総会の開催を求めた場合、会長が之を招集する。

## 第三章 役 員

- 第9条 本会の下記の役員を置く。  
会長 1名 副会長 若干名 常任顧問 若干名 会計 若干名  
理事 若干名 監事 2名
- 第10条 役員は総会に於いて選任し任期は満二年とする。
- 第11条 会長は理事の互選により選出し総会に於いて決議する。副会長、総務、会計、監事、は会長が総会の承認を得て任命する。
- 第12条 本会に顧問、相談役を置く事が出来る。
- 第13条 会長は会を代表し会務を総括する。
- 第14条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、これに代わる。
- 第15条 総務は会の庶務事項を担当する。
- 第16条 会計は会の会計事務を担当する。
- 第17条 理事は会務の審議を担当すると共に、地区内の連絡に当たる。
- 第18条 監事は会計の監査を行い総会に報告する。

## 第四章 会 計

- 第19条 本会の経費は会費を徴収し負担金、入会金、寄付金、補助金、その他の収入で賄う。  
但し総会の決議により、会費の変更をする事が出来る。

- 第20条 会費は毎月末日迄に会計に納入するものとする。  
第21条 納入せる会費は返却しない。  
第22条 本会の会計年度は1ヶ年とし毎年4月1日に始まり翌年3月末日にて終わる。  
第23条 会計に関する件は総会に報告しなければならない。

## 第五章 慶 弔

- 第24条 会員及び同居家族に慶弔有たる場合は別に定める。前地通り商店会慶弔規定に依る。この規定の変更は役員に於いて之をなす。

## 第六章 入会及び退会

- 第25条 本会に入会しようとする者は入会申込書及び入会金を提出し脱会しようとする者は、脱会届を提出しなければならない。

## 附 則

本会規約の施行に必要な細則は別に之を定める。  
この会則は平成10年4月1日施行する。  
本規約の一部を平成29年5月27日改正する。

# 前地通り商店会慶弔規定

会員の慶弔金は本規定により贈呈する

- 1、会員及び相続人が結婚したとき……………5,000円
- 2、店舗の全面的改造したとき……………5,000円
- 3、会員及び其の同居家族が死亡したとき……………5,000円
- 4、会員の長期疾患又は不時の災害を受けたとき……………5,000円
- 5、其の他必要と認めた場合役員会の審議を経て決定する。